

お取引様 各位

株式会社新潟読売 IS

新潟県新潟市中央区鳥屋野中沼 344-2  
TEL 025-285-4569 FAX 025-285-5515

## 新聞折込広告料金改定のお知らせ

謹啓

貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、この度県下新聞販売店から折込広告料金改定の強い要請があり、平成 29 年 10 月 1 日折込分より折込料金を改定させて頂くことになりました。

新聞販売店においては、平成 4 年以降 25 年間の長きにわたり折込料金を据え置いて経営努力をして参りましたが、業務環境は年々厳しさを増しており、このままではこれまで通りのサービスの提供が困難になる恐れがあります。

弊社といたしましては、広告主様より格別のお引き立てを頂いている実情を説明し、改定幅、サイズ別など新聞販売店との交渉を重ねて参りましたが、結果として折込料金の改定実施のやむなきに至りました。

誠に恐縮と存じますが、これまで以上に皆様のご要望にお応えすべく、販売店とともに一層のサービス向上に努めてまいります。何卒、諸般の事情をご賢察頂き、今後も変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

記

【料金改定日】 平成 29 年 10 月 1 日  
【実施地区、媒体】 全地区（新潟日報、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、産経新聞、日本経済新聞）  
【改定料金単価】

現行		B 5	B 4	B 3	B 2	B 1	B 4 厚	B 3 厚	長 B 3	ハガキ	B 3 ハガキ
下越	折込料	3.10	3.10	4.30	9.00	18.00	3.70	5.50	6.45	4.30	7.00
	旧新潟市内地区明細 No. 1	(3.131)	(3.131)	(4.343)	(9.090)	(18.180)	(3.737)	(5.555)	(6.514)	(4.343)	(7.070)
	旧新潟市内地区明細 No. 2	(3.41)	(3.41)	(4.73)	(9.90)	(19.80)	(4.07)	(6.05)	(7.095)	(4.73)	(7.70)
佐渡	折込料	2.90	2.90	4.30	8.60	17.20	3.70	5.50	6.45	4.30	7.00
	明細 No. 3	(3.48)	(3.48)	(5.16)	(10.32)	(20.64)	(4.44)	(6.60)	(7.74)	(5.16)	(8.40)
中越	折込料	3.10	3.10	4.10	8.20	16.40	3.70	5.30	6.15	4.30	7.00
	明細 No. 4・5	(3.41)	(3.41)	(4.51)	(9.02)	(18.04)	(4.07)	(5.83)	(6.765)	(4.73)	(7.70)
上越	折込料	3.10	3.10	4.10	8.20	16.00	3.70	5.30	6.15	5.00	7.00
	明細 No. 5	(3.41)	(3.41)	(4.51)	(9.02)	(17.60)	(4.07)	(5.83)	(6.765)	(5.50)	(7.70)
糸魚川・旧西頸城郡	折込料	3.00	3.50	5.00	10.00	20.00	6.00	6.20	7.50	6.00	10.00
	明細 No. 5	(3.30)	(3.85)	(5.50)	(11.00)	(22.00)	(6.60)	(6.82)	(8.25)	(6.60)	(11.00)

※太字・太枠内が改定部分です。

新料金		B 5	B 4	B 3	B 2	B 1	B 4 厚	B 3 厚	長 B 3	ハガキ	B 3 ハガキ
下越	折込料	<b>3.40</b>	<b>3.40</b>	<b>4.80</b>	9.00	18.00	<b>4.00</b>	<b>6.00</b>	<b>7.20</b>	<b>4.80</b>	<b>7.70</b>
	旧新潟市内地区明細 No. 1	(3.434)	(3.434)	(4.848)	(9.090)	(18.180)	(4.04)	(6.06)	(7.272)	(4.848)	(7.777)
	旧新潟市内地区明細 No. 2	(3.74)	(3.74)	(5.28)	(9.90)	(19.80)	(4.40)	(6.60)	(7.92)	(5.28)	(8.47)
佐渡	折込料	<b>3.20</b>	<b>3.20</b>	<b>4.80</b>	8.60	17.20	<b>4.00</b>	<b>6.00</b>	<b>7.20</b>	<b>4.80</b>	<b>7.70</b>
	明細 No. 3	(3.84)	(3.84)	(5.76)	(10.32)	(20.64)	(4.80)	(7.20)	(8.64)	(5.76)	(9.24)
中越	折込料	<b>3.40</b>	<b>3.40</b>	<b>4.50</b>	8.20	16.40	<b>4.00</b>	<b>5.70</b>	<b>6.75</b>	<b>4.80</b>	<b>7.70</b>
	明細 No. 4・5	(3.74)	(3.74)	(4.95)	(9.02)	(18.04)	(4.40)	(6.27)	(7.425)	(5.28)	(8.47)
上越	折込料	<b>3.40</b>	<b>3.40</b>	<b>4.50</b>	8.20	16.00	<b>4.00</b>	<b>5.70</b>	<b>6.75</b>	<b>5.50</b>	<b>7.70</b>
	明細 No. 5	(3.74)	(3.74)	(4.95)	(9.02)	(17.60)	(4.40)	(6.27)	(7.425)	(6.05)	(8.47)
糸魚川・旧西頸城郡	折込料	<b>3.40</b>	<b>3.50</b>	<b>5.00</b>	10.00	20.00	<b>6.00</b>	<b>6.20</b>	<b>7.50</b>	<b>6.00</b>	<b>10.00</b>
	明細 No. 5	(3.74)	(3.85)	(5.50)	(11.00)	(22.00)	(6.60)	(6.82)	(8.25)	(6.60)	(11.00)

※連合広告については、新潟県全域各単価の 2 倍料金となります。

※管理料、離島手数料については現行通りです。

(管理料：折込料金の旧新潟市内 1%、その他エリア 10% 離島手数料：折込料金の 10%)